会員各位

一般社団法人 長野県薬剤師会 事 務 局

HPKI セカンド電子証明書の先行発行について

平素、本会の運営に際しましては格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。 さて、薬剤師の HPKI 電子証明書による電子署名は、薬局で電子処方箋を調剤済と する際に必要となり、現在、日本薬剤師会では、薬剤師資格証たる ICカードとセカンド 電子証明書の同時発行を進めています。

しかし、コロナ禍並びにウクライナ危機を原因とする資材調達、中でも ICカードの調達が困難な状況が続いており、現時点においても直ちに解決することは難しく、薬剤師資格証たる IC カードとセカンド電子証明書の同時発行の継続が困難となる状況が予想されることから、電子処方箋の普及・運用に支障がない様、「HPKI セカンド電子証明書」のみを先行し発行することとした旨、日本薬剤師会から通知がありました。

なお、IC カードは調達でき次第、「本人限定受取郵便(特例型)」にて、申請者本人宛 に直送されますので、受け取り方法等につきましては、添付文書をご参照ください。

長野県薬剤師会 事務局長 中島/総務課 吉野·道家 〒390-0802 松本市旭 2-10-15

☎:0263-34-5511 **圖**:0263-34-0075 E-mail somu3@naganokenyaku.or.jp

都道府県薬剤師会 担当役員殿

公益社団法人日本薬剤師会 副 会 長 渡邊 大記

【重要】HPKI セカンド電子証明書の先行発行について

平素より本会会務にご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、現在、本会では、薬剤師の HPKI 電子署名に用いる物として、薬剤師資格証たる IC カードとセカンド電子証明書の同時発行を進めております。

本発行体制を維持するという状況に変化はありませんが、コロナ禍並びにウクライナ危機を原因とする資材調達、中でもICカードの調達が困難な状況が続いております。

HPKI電子認証局を運営中の日本医師会・医療情報システム開発センター・本会の認証局 3局では、本状況に鑑み、2年以上前から状況の改善を図るべく、種々の働きかけ等を行なっておりましたが、現時点においても直ちに解決することは難しく、薬剤師資格証たる IC カードとセカンド電子証明書の同時発行の継続が困難となる状況が予想されております。

薬剤師の HPKI 電子証明書による電子署名は、薬局で電子処方箋を調剤済とする際に必要となるものですが、この機能は、薬剤師資格証たる IC カードとセカンド電子証明書のいずれを用いても、実現することが可能です。

このため、認証局3局で協議の上、薬剤師資格証たるICカードとセカンド電子証明書の同時発行ができない場合は、電子処方箋の普及・運用に支障がない様に「HPKIセカンド電子証明書」のみを先行し発行することといたしました。

すでに、本認証局では、HPKI セカンド電子証明書の先行発行の準備を終え、早ければ3 月中旬に貴会等に送付する分から、その対象とさせていただきます。

なお、事後にはなりますが、IC カードは調達でき次第、セカンド電子証明書のみを先行発行とした方に、速やかに発行し、申請者本人宛に郵送いたします。

上記の対応に伴い、発行にご協力いただいております貴会等におかれましては、資料1に

示す通り、申請者にお渡しする際、「セカンド電子証明書初期登録用 QRのみ先行したお渡しとなり、ICカードは後日発行したのちに郵送される」点についてのご説明をお願いいたします。

みなさまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、今般の状況についてご理解いただいき、 引き続きのご協力をお願いいたします。

事 務 連 絡 令和5年3月17日

都道府県薬剤師会 事務局ご担当者 様

日本薬剤師会HPKI認証局 登録事務局

セカンド電子証明書の先行発行で用いる台紙、並びに、 本人限定受取郵便(特例型)の受け取り方について(ご連絡)

平素より本会会務にご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、2023 年 3 月 15 日に発出致しました日薬情発 220 号でお知らせしましたとおり、現在、「HPKI セカンド電子証明書 初期登録用 QR」(以下、「初期登録用 QR」)のみを先行して交付する旨の準備を進めており、早ければ、来週早々にも貴会等に郵送物が到着する予定となっております。

これまでは、薬剤師資格証と初期登録用 QR の送付にあたり、それら2つを貼付する台紙を利用しておりましたが、今般の初期登録用 QR の先行発行に伴い、台紙も一部を変更いたします(別紙1参照)。

なお、事後にはなりますが、IC カードは調達でき次第、セカンド電子証明書のみを先行 発行とした方に、速やかに発行し、申請者本人宛に郵送いたします。

郵送方法は、本人限定受取郵便(特例型)という、郵便物を受け取る際に本人確認書類を 提示することで、本人に限り*郵便物を受け取ることができる日本郵便の郵便サービスを利 用しています。(※ 本認証局では、本人への送付に限定しています。)

一般に馴染みのない郵送方法であるため、当該郵便物の受け取り方について、別紙2にまとめましたので、参考にして頂ければ幸いです。なお、当該受け取り方の詳細は、申請者宛に送付される「到着通知書」に詳しく記載されておりますので、全申請者への配布等を意図したものではありません。

みなさまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、今般の状況についてご理解いただいき、 引き続きのご協力をお願いいたします。

2022 10 05

再校

第2

#

本人限定受取郵便(特例型)の受け取り方等について

○ 郵便局から郵送される「到着通知書」には、本資料よりも詳細に内容が書かれています。また、本資料作成には注意を払っておりますが、正式な文書は「到着通知書」となりますので、本資料と齟齬のある場合には、「到着通知書」に従ってください。

▼本人限定受取郵便(特例型)とは

本人限定受取郵便(特例型)とは、郵便物を受け取る際に本人確認書類を提示することで、本人に限り*郵便物を受け取ることができる日本郵便の郵便サービスです。

※ 本認証局では、本人への送付に限定しています。

▼本人限定受取郵便(特例型)の受け取り方

- 1. 本認証局が郵送した本人限定受取郵便(特例型)は、その配達を担当する 郵便局に到着した際、当該局に郵便物等が留め置かれ、<u>宛先人に到着通知</u> 書(または不在配達通知書)が送付されます。
- 2. <u>受け取りは本人しか行なえません</u>。本人が、到着通知書に記載されている 郵便局で受け取るか、配達で受け取るかを決める必要があります。
- 3. 通知書には、**保管期限**が記載されていますので、期限までに、郵便局で受け取るか、到着通知書に記載されている郵便局に、電話・FAX・Web で配達日時に関する連絡を入れる必要があります。
- 4. **郵便局で受け取る場合**、①氏名、住所および生年月日の記載がある本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)、②印鑑(サインでも OK)、 ③到着通知書、が必要です。なお、郵便局では、本人確認書類を複写するか、証明資料の種類と記号番号を控えます。
- 5. 配達で受け取る場合、①氏名、住所および生年月日の記載がある本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)、②印鑑(サインでも OK)、が必要です。なお、配達の場合も、郵便局担当者は、本人確認書類を複写するか、証明資料の種類と記号番号を控えます。